

山口県文化財愛護協会会則

(名称)

第一条 この会は、山口県文化財愛護協会という。

(事務局)

第二条 この会は、事務局を山口県観光スポーツ文化振興課内におく。

(目的)

第三条 この会は、文化財に関する相互の研鑽を深めるとともに、その愛護思想の普及を図り、もって文化財保護体制の強化に資することを目的とする。

(事業)

第四条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 機関紙その他の資料の刊行
- (2) 研究会、講習会、展覧会等の開催
- (3) 実地調査、見学会等の実施
- (4) その他この会の目的達成に必要な事業

(会員)

第五条 この会の趣旨に賛同し入会する者を会員とする。

- 2 会員は、次のとおりとし、会員の資格は、入会申込書に当該年度の会費を添えてこの会に申し込むことよって得られ、退会の届出によつて消滅する。

- (1) 個人会員 この会の趣旨に賛同し入会する個人
- (2) 団体会員 この会の趣旨に賛同し入会する団体
- (3) 特別会員

あ 地方公共団体
い 本会の維持及び事業について、特に援助する個人、法人及び団体

(役員)

第六条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会長 一名
- (2) 副会長 三名

- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 二名

2 役員は総会において会員の中から選出する。

3 役員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第七条 この会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、理事会に諮つて会長が委嘱する。

(役員等の職務)

第八条

(1) 会長はこの会を代表し、会務を総理し、総会及び理事会を招集し、その議長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは会長の職務を代理する。

(3) 理事は、理事会を構成し、会務を審議する。

(4) 監事は、会計を監査する。

(5) 顧問は、重要事項についての会長の諮問に応じ又は会議に出席して意見を述べることが出来る。

(会議)

第九条 会議は、総会及び理事会とし、総会は年一回以上開催し、理事会は必要に応じて開催するものとする。

2 総会においては、この会則に定めるもののほか次の事項に決議をする。

(1) 年度事業計画及び予算、決算に関すること。

(2) 会則の変更に関すること。

(3) その他重要な事項の決定。

3 理事会においては、この会則に定めるものの他、この会の事業遂行に必要な事項及び総会に提出する議案を審議する。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

5 会長は、やむを得ない理由により会議を開く余地がない場合においては、事案の概要を記載した書面を理事及び会員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問ひ、その結果をもつて会議の議決とすることができる。

6 前項の規定により議決を行った場合は、会長が次の会議において報告しなければならない。

(会計)

第十条 この会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもつてあてる。

2 会員は次の区分により毎年四月末までに会費を納入しなければならない。

- (1) 個人会員 年額 一、〇〇〇円
- (2) 団体会員 年額 二、〇〇〇円
- (3) 特別会員

あ 地方公共団体 別に定める

い 個人 年額 五、〇〇〇円

う 法人又は団体 年額 一〇、〇〇〇円

3 この会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事務局)

第十一条 この会の事務を処理するため事務局をおく。

- 2 事務局には次の役員をおく。
 - (1) 事務局長 一名
 - (2) 職員 若干名
- 3 職員は、会長が任命又は委嘱する。
- 4 事務局長は、会長の命を受けて公務を処理する。

(細則)

必要な事項は会長が決める。
この会則は、昭和四十七年四月一日より施行する。

(昭和五十二年第十会費改正)

(令和二年第九会費第五項、第六項追加)
(令和四年第二会費所管課名改正)